

家計支援特別給付金（不足額給付）について

1 趣旨

政府が令和5年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰対策としての重点支援地方交付金を活用し、令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる者へ支給した調整給付に対して、税額の実績額等が確定したのちに生じた、本来給付すべき所要額との差額を支給する。

また、確定した所得税額等の実績に基づく不足額給付の対象者数が、想定よりも大幅に増加し、負担金補助及び交付金が不足する見込のため、予算の追加を要するものである。

2 対象者

(1) 基準日 令和7年1月1日（水）

(2) 支給対象者・支給予定件数

支給対象者	支給予定件数
調整給付額に差額が生じた者	19,000人
事業専従者	500人
合計所得金額48万円超の者	1,500人

3 支給額

<調整給付額に差額が生じた者>

令和6年度の当初調整給付額と本来給付すべき金額の差額で、ともに住民税・所得税それぞれの定額減税可能額から税額を差し引いて合算し算出（1万円未満切上）

<事業専従者・合計所得金額48万円超の者>

原則4万円

4 周知

広報たいとう、区公式ホームページ、X、LINE、CATV等

5 補正予算額（案）

歳入 248,000千円

歳出 224,000千円

6 今後の予定

令和7年	7月上旬	プッシュ式（申請不要）で支給する方へ通知発送
	7月下旬	確認書の発送開始
	8月上旬	支給開始
	10月31日	申請受付終了